

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との間の交換 公文	食料援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2018.5.8 ロメで (同日)	日本側 川村裕在 使・トーゴ側 ウロ・クラ・ア ガダジ農業・畜産・水産 大臣	2018.5.22 186号
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との間の交換 公文	食料援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2018.11.28 ロメで (同日)	日本側 上園英樹 参事官 ウロ・クラ・ア ガダジ農業・畜産・水産 大臣	2018.12.18 391号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。